

平成 21 年度 ひたちなか海浜鉄道株式会社社員募集案内 (2 次募集)

ひたちなか海浜鉄道株式会社では、平成 22 年 4 月採用社員を下記のとおり募集します。

1 採用職種、採用予定人員及び主な職務内容

採用職種	採用予定人員	主な職務内容
駅務員	2 名	改札業務、駅施設管理、車掌業務等

2 受験資格

採用職種	受験資格
駅務員	学校教育法に基づく高等学校を卒業した者で 40 歳未満の者

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (2) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 動力車操縦者運転免許に関する省令第 8 条の 2 に適合しない者

3 試験の日時及び場所

採用職種	試験の日時	試験の場所
駅務員	別途通知（ひたちなか海浜鉄道株式会社社会議室予定）	

※応募人数に応じて書類審査の合格者のみの試験となることがあります。

4 試験の方法

試験の方法	内 容
教養試験	社員として必要な一般的知識及び知能についての試験
適性検査	職務遂行に必要な素質、適性についての検査
反応テスト等	状況変化の対応についての検査等
口述試験	個別面接による試験
身体検査	職務遂行に必要な健康度について指定医療機関等で受診した健康診断書の提出
資格調査	受験資格、申込書記載事項等の確認

5 申込方法及び受付期間

採用職種	必要書類	受付期間
駅務員	履歴書、職務経歴書、作文 ^(注1)	平成22年3月9日より、 <u>郵送のみの受付</u> となります。 ※応募者数または採用決定により受付終了となります。

※必ずハローワークを通じてお申込ください。

※申込封筒の表には必ず「試験申込」と朱書してください。

※注1 作文のテーマは「地方鉄道の必要性と湊線利用促進策」になります。パソコン等を使用し、A4用紙に600字以内で記入してください。

6 合格者の決定から採用まで

- (1) 試験の結果については別途連絡します。
- (2) 採用は平成22年4月（中旬）の予定です。

7 給料等

採用職種	給与（初任給）
駅務員	140,440円～210,000円

※給与については、本人の能力、職歴、年齢等に応じる。

賃金支払日	24日支払い（起算日：前月16日より当月15日締切）
昇給	年0回（前年度実績）
賞与	年2回 2ヶ月 ※新規採用者は年1回 1ヶ月（前年度実績）
諸手当	通勤手当・家族手当・作業手当・時間外手当等
休暇	年次有給休暇制度あり
福利厚生	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険 加入
退職金	なし

※賃金起算日については平成22年4月1日より月末締切へ変更予定

※退職金については中小企業退職金共済制度加入を検討中

8 勤務時間

採用職種	勤務時間	週休の形態
駅務員	下記シフトによる ①04:40～13:15 ②14:55～23:30 ③10:25～19:00 ④05:55～14:30 ⑤06:25～15:00 ⑥08:30～17:05 ⑦05:55～14:30 ⑧14:25～22:15 週 40 時間勤務、休憩各 1 時間	・シフト制 月 8 日 ・年間 1 0 4 日

※イベント等により休日出勤あり

※勤務時間については平成 22 年 4 月 1 日より下記シフトへ変更予定

①8:30～8:30(16 時間) ②8:30～18:30(9 時間)③6:30～15:30(8 時間)

④15:00～23:00(7 時間)

()は休憩等を除く実際の勤務時間

9 その他勤務条件

- (1) 一定期間終了後、運転士や車両整備士等へ人事異動となることがあります。
- (2) 制服、制帽、シャツ等を貸与します。

10 その他

- (1) 必要書類が不備な場合は、申込みの受付をしないことがあるので注意してください。
- (2) この採用試験についての不明な点は、ひたちなか海浜鉄道株式会社管理課にお問い合わせください。

問い合わせ先 申し込み先	ひたちなか海浜鉄道株式会社管理課 〒311-1225 茨城県ひたちなか市釈迦町 22-2 TEL 029-212-8023
-----------------	---

参 考

動力車操縦者運転免許に関する省令

別表二（第八条の二関係）

（昭三四運令五四・追加、昭五〇運令五・平七運令二〇・一部改正）

検査項目	合格基準
視機能	一 各眼の視力が裸眼で 1.0 以上又は矯正眼鏡（近視にあつては 8.0 ディオプトリー以下の屈折度のもの、遠視にあつては 3.0 ディオプトリー以下の屈折度のものに限る。）により 1.0 以上に矯正できること。 二 正常な両眼視機能を有すること。 三 正常な視野を有すること。 四 色覚が正常であること。
聴力	各耳とも 5 メートル以上の距離でささやく言葉を明らかに聴取できること。
疾病及び身体機能の障害の有無	心臓疾患、神経及び精神の疾患、眼疾患、運動機能の障害、言語機能の障害その他の動力車の操縦に支障を及ぼすと認められる疾病又は身体機能の障害がないこと。
中毒	アルコール中毒、麻薬中毒その他動力車の操縦に支障を及ぼす中毒の症状がないこと。